

加古川流域委員会 第3回 資料

加古川水系河川整備基本方針について（概要）

平成20年9月25日

国土交通省近畿地方整備局
姫路河川国道事務所

1

目次

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
 - (1) 流域及び河川の概要
 - (2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
 - ア災害の発生防止又は軽減
 - イ河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持
 - ウ河川環境の整備と保全
 2. 河川の整備の基本となるべき事項
 - (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項
 - (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項
 - (3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項
 - (4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項
- (参考図) 加古川水系図巻末

2

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

加古川水系では、洪水氾濫等による災害から貴重な生命・財産を守り、地域住民が安心して暮らせるように河川等の整備を図る。

- 河口部の干潟やヨシ原、瀬・淵、わんど・たまり、露岩等の多様な水域を有する河川環境を保全、継承。
- 人々の生活に欠くことのできない農業用水や水道用水、工業用水等を安定的に供給し、地域の営み、歴史や文化が実感できる川づくりを目指す。
- 関係機関や地域住民と連携を強化しながら治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。
- 水源から河口域までの水系一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。
- 河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多様な機能を十分に発揮できるよう適切に行う。

3

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

ア 災害の発生の防止又は軽減（1）

災害の発生の防止又は軽減に関しては、河道や沿川の状況等を踏まえ、水系全体としてバランスよく治水安全度を向上させる。

- 河口部の干潟や中・上流部の露岩等に代表される加古川の豊かな河川環境や景観に十分配慮しながら、堤防の新設、拡築、河道の掘削により河積を増大させ、必要に応じて護岸等を整備する。
- 河道で処理できない流量については、洪水調節施設を整備し、計画規模の洪水を安全に流下させる。
- 洪水の安全な流下、河床の安定を図るため、河口部や支川の合流部等の流れの複雑な箇所については、洪水時の水位の縦断的变化等について継続的な調査を行い、河川整備や適切な維持管理に反映する。
- 河口部においては、高潮堤防等を施工
- 内水被害の著しい地域については、関係機関と調整・連携を図りつつ、必要に応じて内水対策を実施する。
- 堤防の詳細な点検を行い、堤防等の安全性確保のための対策を実施する。

4

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

ア 災害の発生の防止又は軽減（2）

- 特に鬪竜灘の河川整備にあたっては、詳細な水位変化等の調査及び検討を行う。

鬪竜灘(平成16年台風23号出水時)



5

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

ア 災害の発生の防止又は軽減（3）

- 河川管理施設の機能を確保するため、平常時及び洪水時における巡視、点検をきめ細かく実施し、河川管理施設及び河道の状態を的確に把握し、維持補修、機能改善等を計画的に行うことにより、常に良好な状態を保持する。
- 河川管理施設の遠隔操作化や河川監視カメラによる河川等の状況把握等の施設管理の高度化、効率化を図る。
- 河道内の樹木については、樹木による洪水流下阻害が洪水位に与える影響を十分把握し、河川環境の保全に配慮しつつ、洪水の安全な流下を図るために樹木伐開等の適切な管理を実施する。
- 計画規模を上回る洪水及び整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合においても、被害をできるだけ軽減できるよう必要に応じて対策を実施する。

6

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

ア 災害の発生防止又は軽減（4）

- 洪水等による被害を極力抑えるため、既往洪水の実績等を踏まえ、洪水予報及び水防警報の充実、水防活動との連携、河川情報の収集と情報伝達体制及び避難準備体制の充実等、総合的な被害軽減対策を自助・共助・公助等の精神のもと関係機関や地域住民等と連携して推進する。
- ハザードマップの作成・活用の支援、地域住民も参加した防災訓練等により、災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図る。
- 本川及び支川の整備にあたっては、本川下流部において人口・資産が特に集積していることから、この地域の開発の状況等を十分に踏まえて、本支川及び上下流バランスを考慮し、水系一貫した河川整備を行う。

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、今後とも関係機関と連携して流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保に努める。

- また、濁水時における被害の軽減を図るため、情報提供、情報伝達体制を整備するとともに、水利利用者相互間の水融通の円滑化等を関係機関や水利利用者等と連携して推進する。

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

ウ 河川環境の整備と保全

河川環境の整備と保全に関しては、これまでの流域の人々と加古川との歴史的・文化的な関わりを踏まえ、加古川の流れが生み出す良好な河川景観を保全するとともに、多様な動植物の生息・生育・繁殖する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努める。

- 地域毎の自然的、社会的状況に適した河川空間の管理を含めた河川環境管理の目標を定め、良好な河川環境の整備と保全に努めるとともに、河川工事等により河川環境に影響を与える場合には、代償措置等によりできるだけ影響の回避・低減に努め、良好な河川環境の維持を図る。
- 劣化もしくは失われた河川環境の状況に応じて、自然再生等により、かつての良好な河川環境の再生に努める。
- 実施にあたっては、地域住民や関係機関と連携しながら、地域づくりにも資する川づくりを推進する。
- 動植物の生息地・生育地・繁殖地の保全については、良好な自然環境の保全に努める。

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

上流域（指定区間）では、オオサンショウウオの生息・繁殖環境となっている渓流、オヤニラミ等の生息・繁殖環境となっている水際植生等の保全に努める。

【課題】

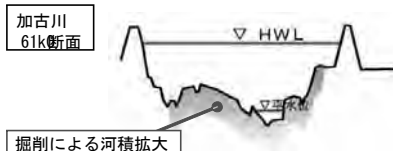
◆ 治水上、流下能力が不足しており、河積確保が必要。改修にあたっては抽水植物群落等、瀬・淵等の河床形状に配慮が必要。



ハチクマ
(環境省準絶滅危惧)



オヤニラミ
(環境省R絶滅危惧Ⅱ類)



【対応】

◎ 河床掘削等にあたっては多様な生物の生息・繁殖の場である瀬・淵に配慮し、モニタリングを行いながら段階的に実施する。

◎ 掘削箇所の瀬・淵は掘削形状の工夫等により保全を図る。

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

中流域では、アブラボテ、イチモンジタナゴ等の生息・繁殖環境となっている水際植生、わんど・たまり等の保全・復元に努める。



【課題】

治水上、流下能力が不足しており、河積確保が必要。改修にあたっては抽水植物群落等や湿地環境、闘竜灘等の景観に配慮が必要。

【対応】

- ◎河道掘削にあたっては、平水位以上相当の掘削を基本とし、魚類の生息・繁殖環境等の保全に努める。
- ◎河床掘削等にあたってはミクリ、ハンゲショウ等の抽水植物群落に配慮し、モニタリングを行いながら段階的に実施する。
- ◎掘削により失われるミクリ、ハンゲショウ等の抽水植物は、掘削後に表土を再移植する等、現在の生育環境を極力損なわないよう配慮する。
- ◎闘竜灘の河積確保にあたっては右岸側の滝の流量の確保等、景観に配慮した掘削位置とする。また、掘削面については周囲の景観に馴染むよう配慮する。

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

下流域では、オオヨシキリやジュウサンホシテントウ等の生息・繁殖環境となっている水際植生等の保全・復元に努める。

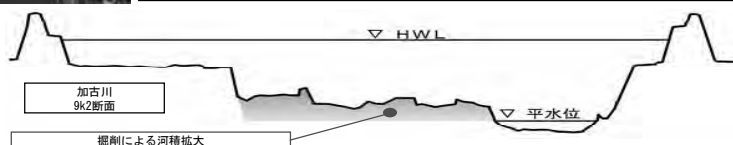
【課題】

◆治水上、流下能力が不足しており、河積確保が必要。改修にあたっては抽水植物群落等の保全に配慮が必要。



【対応】

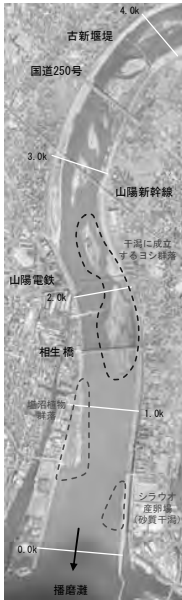
- ◎河道掘削にあたっては、平水位以上相当の掘削を基本とし、魚類の生息・繁殖環境等の保全に努める。
- ◎河床掘削等にあたってはヨシ群落、オギ群集、タコノアシ、ミソコウジュ等の抽水植物群落に配慮し、モニタリングを行いながら段階的に実施する。
- ◎多様な生物の生息・生育の場となっているヨシ群落、オギ群集は、掘削形状の工夫や表土の移植等、掘削前の生育環境を復元することにより植生の回復を図る。
- ◎掘削により失われるタコノアシ、ミソコウジュ等は、近傍の類似した環境へ移植する等、生育環境に配慮する。



1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

感潮域では、エドハゼ、クボハゼ等の魚類、ヒロクチカノコガハクセンシオマネキ等の底生動物の重要な生息・繁殖環境となっている干潟やヨシ群落、アイアシ群落等の塩沼植物群落の保全・復元に努める。



【課題】

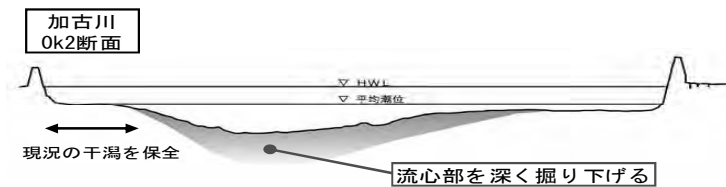
◆治水上、流下能力が不足しており、河積確保が必要。改修にあたっては干潟環境や塩沼性植物群落等の保全に配慮が必要。

【対応】

◎河床掘削等にあたっては干潟や塩沼植物群落に配慮し、モニタリングを行いながら段階的に実施する。

◎生物の重要な生息・繁殖環境である干潟への影響が最小限となるよう掘削位置に配慮する。河口付近の海域は最深河床より深くなっていることから、流心部を深く掘り下げることができ、これにより河口部に位置する干潟を最大限保全する

◎掘削により失われるアイアシ等の塩沼植物群落は、類似した環境へ移植する等、生育環境に配慮する。



13

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

- 人と河川との豊かなふれあいの確保については、整備・保全に努める。
- 魚類等の移動の支障となっている横断工作物については関係機関と調整した上で、魚道を設置する等生息の場の連続性の確保に努める。
- 外来種については、関係機関と連携して移入回避や必要に応じて駆除等にも努める。

古新堰堤の魚道(右岸)



古新堰堤(空撮)

14

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

- 良好な景観の維持・形成については、干潟やヨシ群落、アイアシ群落等の塩沼植物群落の良好な景観資源の保全・活用を図るとともに、治水や沿川の土地利用状況等と調和した水辺空間の維持形成に努める。また、中流部において加古川の特徴的な景観を形成する「闘竜灘」では景観に配慮し、沿川住民から親しまれてきた周辺景観と調和した整備に努める。

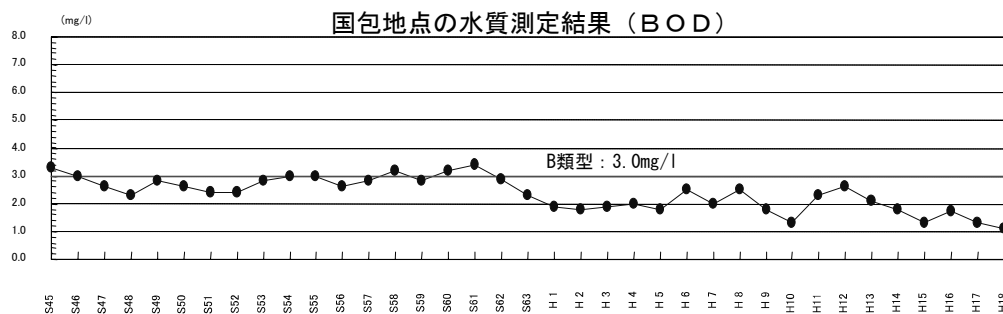
闘竜灘(滝と笥どり)



1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

- 水質については、河川の利用状況、沿川地域等における水利用状況、現状の河川環境を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関・地域住民との連携を図りながら、現状の良好な水質の保全と改善に努める。



1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

地域の魅力と活力を引き出す積極的な河川管理については、スポーツレクリエーションや、憩いの場として利用されていることも踏まえ、河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進するとともに、防災学習、河川利用に関する安全教育・環境教育等の充実を図る。

環境教育



加古川市民マラソン



2. 河川の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調整施設への分配に関する事項

基本高水は、昭和37年6月洪水、昭和40年5月洪水、昭和58年9月、平成16年10月等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点国包において、9,000m³/sとする。このうち流域内の洪水調節施設により1,600m³/sを調節して、河道への配分流量を7,400m³/sとする。

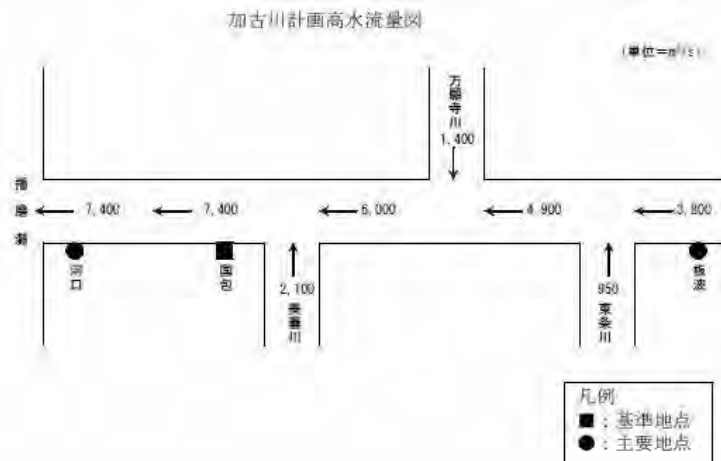
基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m ³ /s)	洪水調節施設による調節流量 (m ³ /s)	河道への配分流量 (m ³ /s)
加古川	国包	9,000	1,600	7,400

2. 河川の基本となるべき事項

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、板波地点において3,800m³/sとし、東条川、万願寺川、美囊川等の支川から合流量を合わせ、国包地点において7,400m³/sとし、河口まで同流量とする。



19

2. 河川の基本となるべき事項

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	*1 河口又は合流点からの距離 (km)	計画高水位 (T.P. m)	川幅 (m)
加古川	板波	37.6	52.08	160
	国包	14.2	18.26	320
	河口 (藍屋)	1.5	※3.00	470
東条川	古川第二	1.9	36.87	100
万願寺川	万願寺	1.5	29.34	100

注) T.P.：東京湾中等潮位

※1：基点からの距離

※2：計画高潮位

20



2. 河川の基本となるべき事項

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する事項

国包地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、しろかき期おおむね9m /s、その他の期間おおむね7m /sとし、以て流水の適正な管理、円滑な水利使用、河川環境の保全等に資するものとする。

また、主要支川については、今後正常流量の設定に向けた調査検討を進めていく。